

後期高齢者医療 保険料額通知書 / 保険料納入通知書

●賦課のもととなる所得金額

保険料を計算する際に基準となる所得金額です。
(令和7年中の総所得額等－基礎控除額(43万円))
※合計所得金額が2,400万円を超える場合は、基礎控除額が異なります。

●均等割額

被保険者全員が均等に負担するものです。所得割率同様、神奈川県後期高齢者医療広域連合が定めており、2年に1回見直しが行われています。
令和8年度の均等割額は、医療分52,531円、子ども分1,330円です。

●所得割率

「賦課のもととなる所得金額」に対する保険料の割合です。神奈川県後期高齢者医療広域連合が定めており、2年に1回見直しが行われています。令和8年度の所得割率は、医療分10.30%、子ども分0.25%です。

●限度超過額

保険料の上限金額に対し、超過している金額がある場合、その金額が表示されます。

令和8年度から子ども・子育て世代を社会全体で支援する仕組みとして子ども・子育て支援金制度が開始され、従来の保険料(医療分)に、子ども分が追加されました。

令和8年度から子ども・子育て世代を社会全体で支援する仕組みとして子ども・子育て支援金制度が開始され、従来の保険料(医療分)に、子ども分が追加されました。

●均等割軽減額 (均等割軽減割合)

所得に応じて、均等割額に対し2割・5割・7割・7.2割の軽減措置があります。該当している場合、その割合及び軽減額が表示されます。
※詳細はリーフレット1ページをご参照ください。

●月割減額

【●年保険料額】(＝4月から3月までの12か月分の保険料額)に対し、年度途中に75歳のお誕生日を迎えることなどにより、保険料が12か月分分からない場合に、その月数分の保険料額を減額します。

●後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律第104条及び以下に掲げる神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(以下、「広域連合条例」という。)の規定によって、賦課されたものです。

●審査請求及び取消訴訟
この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。
この処分の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと提起できませんが、審査請求書を提出した日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。訴える場合の被告は、神奈川県後期高齢者医療広域連合です。処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月を経過したとき、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起をすることができません。ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。

●令和8年度の後期高齢者医療保険料額

令和8年度に実際にお支払いいただく必要がある保険料額、納付いただく方法(年金天引き、納付書納付又は口座振替)、年金天引きの場合どの年金から天引きを行うか、口座振替の場合どの口座からの引落かを記載しています。

●期別保険料額

年間保険料額に対して、月ごとにお支払いいただく金額が記載されています。年度途中で保険料額に変更があった場合は、左側に変更前、右側に変更後の保険料額をそれぞれ記載します。
※普通徴収＝納付書納付又は口座振替
特別徴収＝年金天引き

年度 後期高齢者医療保険料納入通知書

年度分の後期高齢者医療保険料について、次のとおり徴収しますので通知します。

被保険者氏名 被保険者番号

年度分の後期高齢者医療保険料額 期別保険料額

保険料額 納期・月(普徴・特徴) 変更前の保険料額 決定または変更後の保険料額

普通徴収 特別徴収 普通徴収 特別徴収

納期・月(普徴・特徴) 普通徴収 特別徴収 普通徴収 特別徴収

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

合計 合計額(ア) 円(イ) 円

差引増減額 (イ)－(ア) 円

※特別徴収とは、年金天引きする徴収方法です。
※普通徴収とは、納付書又は口座振替で納める徴収方法です。

徴収方法が口座振替の方の引落口座は下記のとおりです。

金融機関名 支店等名 口座番号 口座名義人 納付区分

※口座番号のドイケタは個人情報保護のため表示していません。
※納付区分が「全期前納」の方は、7月末に保険料額を一括して引き落とします。「期別」の方は、月ごとの保険料額を納期限日に引き落とします。

保険料徴収対象期間

月 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3

有資格月

普通徴収の期別保険料額

納期限

差引納付額

納期限

差引納付額

合計

●保険料(変更)決定事由

保険料を徴収することとなった理由又は納付方法が決定された理由などが記載されています。

●保険料徴収対象期間

4月から3月までの中で、保険料が発生している月に○がついています。

●保険料(変更)決定事由

保険料を徴収することとなった理由又は納付方法が決定された理由などが記載されています。

【問い合わせ先】

海老名市役所 国保医療課 後期高齢者医療係
〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話 046(235)4595〔直通〕 046(231)2111〔代表〕

後期高齢者医療制度を守る保険料

保険料は必ず納期内に納めましょう

後期高齢者医療制度では、被保険者全員が保険料を納めます。みなさんの納める保険料が大切な財源となります。

みなさんが病院などにかかったときの医療費は、被保険者が窓口で支払う自己負担額と、保険から給付される医療給付費で構成されています。この医療給付費のうち、約1割がみなさんの保険料でまかなわれます。

後期高齢者医療制度の財源

みなさんの保険料 約1割

公費 約5割

後期高齢者支援金(現役世代の負担) 約4割

国：4 都道府県：1 市区町村：1

後期高齢者医療制度の財源

みなさんの保険料 約1割

公費 約5割

後期高齢者支援金(現役世代の負担) 約4割

国：4 都道府県：1 市区町村：1

【問い合わせ先】
神奈川県後期高齢者医療広域連合
住 所 〒221-0052 神奈川県横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル9階
電 話 番 号 045-440-6700

4

リサイクル適性(A) ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。 禁無断転載©東京法規出版 A18

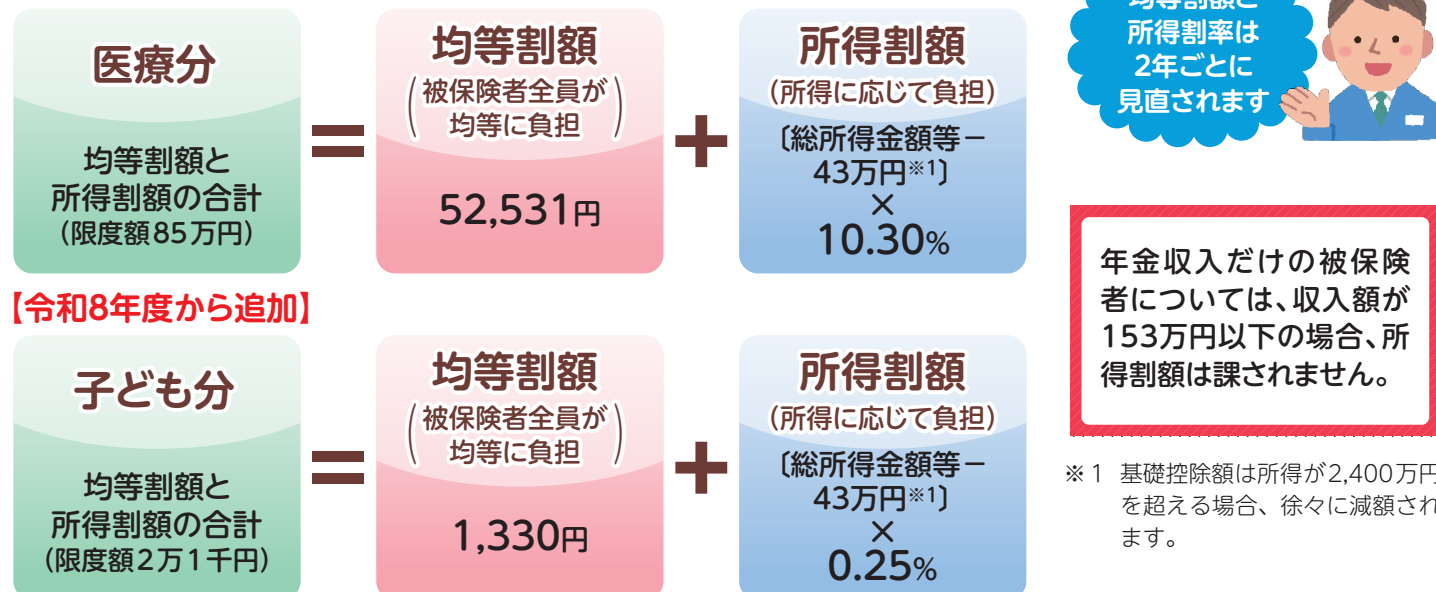
5

保険料は一人ひとりが納めます

令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が開始されました

「子ども・子育て支援金制度」とは、国が少子化対策の強化として行う、こども未来戦略「加速化プラン」の財源の一部として、こどもや子育て世帯を全世代で支える新しい分かち合い・連帯を仕組みとする制度です。制度の運営のために被保険者のみなさんには、令和8年度の保険料から「医療分」に追加して「子ども・子育て支援納付金分」（以下、「子ども分」という。）のご負担をお願いすることとなりました。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

1人当たりの保険料（年額）



● 昨年より保険料額が上がった場合、年金からの天引きが停止される可能性があります。

※P.3 **Q1** 参照

保険料には軽減措置があります

所得が少ない方の軽減措置

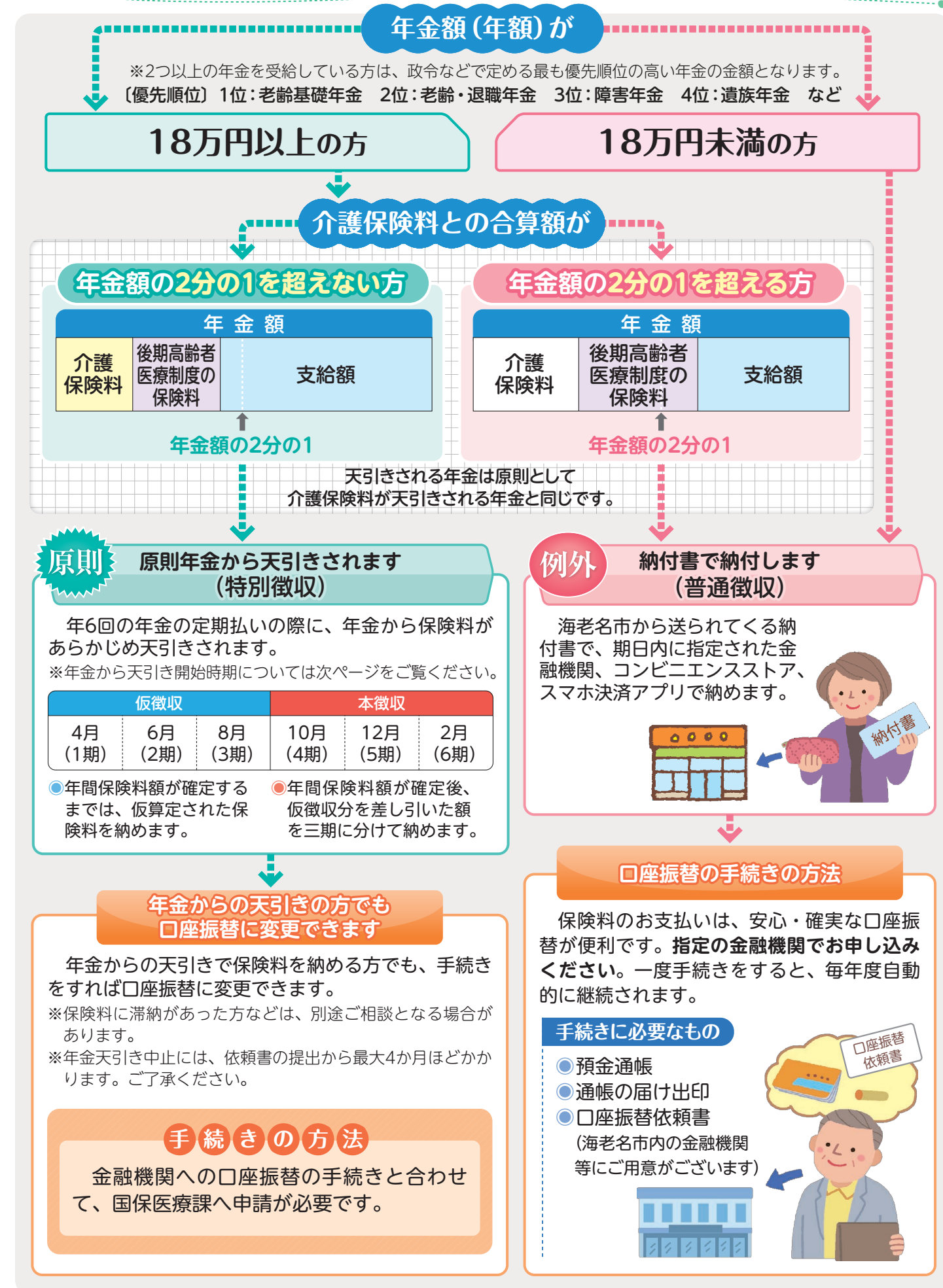
均等割額の軽減

世帯の総所得金額等の基準（令和8年度）	軽減割合	軽減額	軽減後の均等割額
● 43万円＋10万円× (公的年金または給与所得者の合計数※－1) 以下	7.2割 (医療分) 7割 (子ども分)	37,823円 931円	14,708円 399円
● 43万円＋31万円×被保険者数＋10万円× (公的年金または給与所得者の合計数※－1) 以下	5割 (医療分) 5割 (子ども分)	26,266円 665円	26,265円 665円
● 43万円＋57万円×被保険者数＋10万円× (公的年金または給与所得者の合計数※－1) 以下	2割 (医療分) 2割 (子ども分)	10,507円 266円	42,024円 1,064円

※公的年金または給与所得者の合計数とは

- 給与収入が55万円を超える方
 - 公的年金等の収入金額が
 - 65歳未満で60万円を超える方
 - 65歳以上で110万円*を超える方
- ★ 公的年金等に係る特別控除（15万円）後は110万円を125万円に読み替えます。

保険料の納め方は年金額によって異なります



保険料 Q&A

Q1 今まで年金天引きだったのですが、なぜ今年は納付書払いになったのですか？

A 制度改正や収入の増加等により、保険料額が上がったことで年金天引きできる条件に該当せず、納付書払いになることがあります。
徴収方法については、保険料額通知書をよくご確認ください。

Q2 国民健康保険税の振り替え口座をそのまま引き継ぎますか？

A あらためて手続きが必要です。
国民健康保険などから後期高齢者医療制度の被保険者になられた場合、それまでの保険料(税)を口座振替で納付していても、制度が異なるためあらためて手続きが必要です。直接、金融機関でお手続きください。

Q3 誕生日を迎え、75歳になりました。後期高齢者医療保険料の年金からの天引きはいつから始まりますか？

A 翌年の4月か10月から開始されます。
原則は4月の年金受給時から年金天引きにより仮徴収しますが、年度の途中で75歳の誕生日を迎えられたり、年度の途中で転入された場合など、年金天引きが始まるまでに、時間がかかることがあります。年度の途中で被保険者になったときは、**翌年の4月か10月**から年金天引きが開始されます。

Q4 後期高齢者医療制度に加入すると、今まで加入していた国民健康保険(または職場の健康保険など)と保険料を二重に支払うのですか？

A 二重に支払うことはありません。
後期高齢者医療制度の保険料は、加入された月の分(月割)から発生します。今まで加入されていた国民健康保険(または職場の健康保険など)の保険料は、あらかじめ、後期高齢者医療に加入された月の前月分までとして計算されています。支払いのタイミングが重なることはありませんが、同じ月分の保険料を二重に支払うことはありません。

Q5 国民健康保険税は世帯主が納めていましたが、後期高齢者医療制度の保険料は本人の支払いになるのでしょうか？

A 加入者本人が納める必要があります。
国民健康保険では世帯主が納付義務者ですが、後期高齢者医療制度では加入者本人が保険料を納める必要があります。
なお、口座振替により、世帯主や配偶者など、本人とは別の方の口座から引き落としの設定を行うことは可能です。